HerBEST サービス利用規約

HerBEST (以下「本サービス」という。)を利用するユーザー (以下「甲」という) は、株式会社 HerBEST (以下「乙」という。)の提供する本サービスの利用に関し、以下の利用規約 (以下「本規約」という。)に同意します。

第1条(本規約の適用)

- 1 本規約に定める事項は、甲乙間において本規約の有効期間中に提供される 全ての本サービスに適用されるものとします。
- 2 甲が本利用規約書の内容をご理解・ご承諾いただき、乙の定める申込フォームを入力又は記入頂くことにより、本サービスへの登録ができ、甲は本サービスを利用できるものとします。

第2条(業務委託の範囲)

甲は乙に対し、別途甲の指定する次の業務(以下「委託業務」という。)を 委託し、乙はこれを受託するものとします。

- (1) 掃除·家事代行業務
- (2) 買物代行業務 (ミャンマー国内・国外)
- (3) 食事提供業務
- (4) その他前各号に付随する一切の業務

第3条 (委託業務の履行)

- 1 乙は、専門的な知識、又は十分な経験を有する乙の従業者により委託業務 を履行するよう努めるものとし、業務の遅延・手配ミス等が発生せぬよう 配慮します。なお、乙は受託者として、自らの裁量と責任において、甲と は独立して委託業務を履行するものとします。
- 2 乙が雇用する労働者の配置等の決定及び変更は、乙が自らの管理において 行うものとします。
- 3 甲及び甲に関係する第三者は、乙が雇用する労働者に対し、直接、指揮命令をすることは出来ません。但し、事故の発生時等の応急措置が必要な場合はこの限りではありません。
- 4 甲は、自ら又は甲に関係する第三者が、乙が雇用する労働者に対し、直接 身体に触れる行為、威圧・恫喝等の行為、その他一切の嫌悪感を与える行 為を行わないことを保証します。
- 5 乙は、原因・事故の如何を問わず、委託業務の履行に支障が見られるに至った時は、乙は直にその旨を甲に報告すると共に、甲と対策を協議の上、

委託業務を遂行するものとします。

6 乙による本サービスの提供は、甲乙協議の上、別途乙の指定する日に実施 するものとします。

第4条(委託業務料)

- 1 本規約により甲が乙に委託する委託業務に対する委託業務料は、次の各号の区分に従い定める本サービス利用料金及びこれに対する消費税とし、甲は、毎月末迄に、翌月分の委託業務料を、乙の請求に従って、米ドル現金にて直接乙に支払うものとします。
 - ① スタータープラン:150米ドル、月4回(3時間/1回)
 - ② ベーシックプラン:200米ドル、月4回(3時間/1回) 買物代行業務:前各号の委託業務料に加えて、商品代金の20%及び運送料を別途請求するものとします。
- 2 前項の委託業務料の支払いのうち、第1号に規定する区分の初回支払い時は、委託業務料の3ヶ月分を、第2号に規定する区分の初回支払い時は、 委託業務料の3ヶ月分及び委託業務に係る預託金50米ドルを、契約時に 支払うものとする。
- 3 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、本サービス利用料金を改定することができるものとします。
- 4 本サービス利用料金その他本利用規約に関する料金等は、いかなる場合に おいても返還しないものとします。
- 5 支払い手数料及び料金の支払に際して生じるその他一切の費用については、 甲がこれを負担するものとする。

第5条(費用の負担)

- 1 委託業務の遂行に要する一切の費用(掃除・家事代行業務に必要な掃除道 具、消耗品、調理材料等の費用を含むが、これらに限られない。)は甲の負 担とします。
- 2 前項の規定に関わらず、掃除・家事代行業務に関して、乙が用意する掃除 道具及び薬剤にかかる費用に限り、乙が負担するものとします。
- 3 前2項の規定に関わらず、買物代行業務に関して、第4条第1項第1号に 規定する区分については、実費、運送料及び1回毎に30米ドルを、同項 第2号及び第3号に規定する区分については、商品代金の2割相当額及び 運送料を、甲が負担するものとします。

第6条(相殺の禁止)

甲は、本規約に基づく債務を、乙に対する債権をもって相殺することはできません。

第7条 (委託業務内容の変更)

- 1 乙は、事前の承諾なく、委託業務内容を変更することが出来ます。この場合、甲が本サービスを利用した時点をもって、甲が変更後の委託業務内容に同意したものとみなします。
- 2 乙による委託業務の提供日が祝日の場合には、甲は、以下の各号のいずれ かを選択できるものとします。
 - ① 委託業務の提供予定日の直近の土曜日への振替
 - ② 委託業務の予定日の翌週への振替(なお、翌週への振替を行った場合は、 翌週の委託業務の提供日に、業務時間を1時間追加するものとします。)

第8条(委託業務の保全)

乙は、委託業務に係る物品について、過不足・破損・汚損・誤配送・品質不 良・遅配等が発生し、その旨の連絡を甲から受けた場合は、速やかに調査を 行い、善後策を講じるよう努めるものとします。

第9条 (委託業務の再委託)

乙は、甲の承諾を得ることなく、委託業務の全部、 または一部を第三者に 再委託することができるものとします。

第10条(権利の帰属)

委託業務の履行にあたり、乙において発明、考案、又は著作物の創作(以下「発明等」という。)が生じた場合、当該発明等についての所有権、及び特許権、著作権(法 27 条、28 条の権利を含みます。)等の知的財産権、並びにノウハウ等の知的財産に係る一切の権利は、乙に帰属するものとする。

第11条 (権利義務譲渡の禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本規約により生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならないものとします。

第12条 (データ等の使用)

乙は、委託業務に係わる機密情報ならびにデータ等を本規約に基づく委託業 務の履行以外の目的に使用しないものとします。但し、乙が提供する他の業 務又はサービスを、甲が検討又は利用する場合は、この限りではありません。

第13条(秘密保持等)

- 1 甲は、本規約に基づく乙の委託業務遂行に伴い、乙から提供を受け、又は 知り得た技術上、営業上、その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」 という。)を、事前に乙の書面による承諾を受けることなく、第三者に開示 又は漏洩しないものとします。但し、次の各号の何れか一つに該当する情 報についてはこの限りではありません。
 - ① 乙から提供を受けたとき、既に公知であった情報
 - ② 乙から提供を受けた後、公知となった情報
 - ③ 秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
 - ④ 秘密情報によらずに独自に開発・創造した情報
 - ⑤ 適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に 入手した情報
- 2 甲が秘密情報の提供を受けた場合は、当該秘密情報の管理に必要な措置を 講じるものとします。
- 3 甲は、乙から提供を受けた秘密情報を、本規約の目的の範囲内でのみ使用 するものとし、必要に応じて当該秘密情報の複製または改変ができるもの とします。

第14条(反社会的勢力との絶縁の保証)

- 1 甲は、次の各号の事項に抵触していないことを、乙に対して表明し、保証 します。
 - ① 役員及び従業員(嘱託職員その他使用人に準ずる者、業務委託の受託者 及びその使用人若しく使用人に準ずる者を含む。)が反社会的勢力の構 成員、またはこれに準ずるものでないこと
 - ② 主要な取引先が反社会的勢力でないこと
 - ③ 反社会的勢力が経営に関与していないこと
 - ④ 役員、従業員、主要な出資者または主要な取引先等が資金提供その他の 行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与 していないこと
 - ⑤ 役員、従業員、主要な出資者または主要な取引先等が意図して反社会的 勢力と交流を持っていないこと
 - ⑥ 甲が個人である場合に、反社会的勢力である、又は資金提供その他を通 じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等 の反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与をおこなっていないこ

- 2 甲は、自らに前項各号の事項に抵触する事由が発生、又はそのおそれがあると判断した時は、直ちに乙に通知するものとします。
- 3 甲について第1項各号の事項に抵触する事由が発生した場合、又はそのお それがあると乙が判断した場合、若しくは前項に違反した場合は、何らの 催告をすることなく、乙は直ちに本利用規約の全部若しくは一部を解除す ることができます。
- 4 前項による解除は、乙が被った損害につき甲に対し損害賠償を請求することを妨げないものとします。
- 5 第3項による解除により甲に損害が生じても、乙はこれを賠償する責を負わないものとします。

第15条(損害賠償)

- 1 乙の故意又は重大な過失により甲に著しく損害(当該損害は、直接損害に限定され、間接損害、逸失利益及び偶発損失等の特別損害は含まれません。以下同じ。)を及ぼした時は、乙は甲に対して、当月の委託業務に係る委託業務料を上限として、損害賠償を行うものとする。但し、次の各号の何れかに該当する場合についてはこの限りではありません。
 - ① 地震・台風・水害・暴動・事故等の不可抗力による被害
 - ② 第三者による窃盗・詐欺等の犯罪による被害
 - ③ 第18条の免責事項に該当する場合
- 2 甲又は甲に関係する第三者の責に帰すべき事由により、委託業務に係わる 作業の全部若しくは一部が履行し難い事由が生じた時は、甲はそれにより 生じた損害を乙に賠償しなければならない。
- 3 甲が、本規約第19条第2項各号のいずれかに該当し、それにより乙が損害を被る場合は、その相当額の損害を賠償するものとします。

第16条 (委託業務の履行停止)

- 1 甲が本規約、又はその他の個別契約、覚書等により定められた支払期日に 業務委託料その他費用等の支払いをしなかった場合、乙は甲からの支払い がなされるまでの間、委託業務の履行を停止し、委託業務に係る物品及び 甲の所有物等の返還請求に応じず、当該物品を留置することができるもの とします。なお、本条項は、乙による本契約に基づく契約解除を妨げるも のではありません。
- 2 前項の規定に基づき、乙が委託業務の履行を停止し、委託業務に係る物品 及び甲の所有物等の返還請求に応じず、当該物品を留置した場合、乙は甲

に対して、一切の債務不履行責任を負わないものとします。

3 甲が本規約、又はその他の個別契約、覚書等により定められた支払期日に 業務委託料その他費用等の支払をしなかった場合、乙は、担保(乙が留置 権により留置する物品を含むが、これに限られません。)について、法定の 手続も含めて一般に適当と認められる方法、時期、価格等により乙におい て取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定 の順序にかかわらず甲の債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務が ある場合には甲は直ちに弁済するものとします。甲の債務の弁済に充当後、 なお取得金に余剰の生じた場合には、乙はこれを権利者に返還いたします。

第17条(取り扱い不可商品)

以下に該当する商品、サービスは、本サービスでは取り扱わないものとします。

- 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物等の禁制品
- 大麻種子、合法ハーブ(脱法ハーブ)、合法ドラッグ(脱法ドラッグ)に関連する商品等
- 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器等
- 火薬、可燃性のあるガスや液体、放射性物質を含む商品
- 腐食性の高い商品
- 法令により携行を禁止された刃物やエアガンなどの玩具
- ◆ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等第三者の知的財産権を侵害する商品等
- 偽ブランド品、模造品・海賊版(違法コピー商品等)
- コンピュータウィルスを含むソフトウェア、コピープロテクトを権限なく 解除したデジタルコンテンツ、又はコピープロテクトを回避する等の方法 を教示するようなもの
- 動植物および動植物の卵や種子
- 身体機能検査キット、医療機器(医療用具)、医薬品、また国内で販売が 禁止されている医薬品
- アダルトビデオ及びアダルト DVD などアダルトコンテンツを含む電磁的 記録媒体、ヌード写真、アダルトグッズ、ゲーム等、その他性風俗、アダ ルトに関する商品全般
- 販売に際して法律で義務付けられている許認可、免許、資格等の条件を満 たしていない商品
- たばこ
- 偽造通貨、公文書(免許証、旅券等含む)、会員権、文書、電磁的記録等

の商品

- 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、その他の有価証券等の 金券類
- 賭博、富くじに関連する商品等
- 無限連鎖講、マルチ商法に関連する商品等
- その他公序良俗に違反する商品
- その他取引することが法令(特定商取引に関する法律、銃砲刀剣類所持等 取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約、その他関連条約等あ らゆる法令を含む)に違反する商品
- 国内配送約款、および、航空危険物規則書(航空危険物安全輸送協会(JACIS) に基づき、危険物として取り扱われている成分で構成されている、または 危険物に類別されている商品
- 重量物の運搬
- 高所での作業(膝以上の高さの台に乗ることを必要とする作業)などの危険を伴う作業
- ハウスクリーニングに該当する作業 (エアコン及びレンジフードの分解洗 浄、風呂のエプロンを外しての清掃作業等を含みますが、これらに限られ ません。)
- 高級衣料の洗濯、貴金属の手入れなどの専門的な技術を要する作業
- 高齢者・障害者の身体介護などの直接身体に触れる作業
- 生肉又は生魚の提供等
- CityMart において販売されていないものに関する買物代行(但し、乙が 原則として購入場所、商品を指定する権限を有し、自らの裁量に基づいて、 甲からの指定の希望を受け入れないことがあります。)
- その他、乙が適切ではないと判断した商品及びサービス

第18条(免責事項)

- 1 本条各号に該当する原因によって、甲に損害が生じた場合については、乙 はその賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
 - ① 乙の重大な過失によらず生じた商品の滅失(かび、虫害、鼠害を含む)。
 - ② 購入の際に検知できなかった商品の瑕疵。
 - ③ 付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害。
 - ④ 滅失・毀損・汚損・腐敗・変質等が生じやすい商品において、乙の故意若しくは重過失なくしての商品の損害。
 - ⑤ 甲ならびに甲に関係する第三者の故意、あるいは過失による損害。

- ⑥ 天変地異・戦争・事変・暴動・労働争議及び、法令の改廃制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故等、乙の責に帰すべからざる事由による商品の損害。
- ⑦ 甲の提供する商品、サービス、データ等に関する一切の問い合わせ、又は、これらに起因する一切の結果。
- ⑧ 第17条に規定する取り扱い不可商品を扱う事による一切の損害
- ⑨ 貴重品(現金、有価証券、貴金属等の貴重品、金品等を含みますが、これらに限られません。)の盗難、破損等による損害
- 2 乙の雇用する労働者が、故意又は過失により、本サービスの提供に伴い甲から貸与された鍵、カードキー等を紛失した場合、甲乙協議の上、解決を図るものとします。この場合、乙による甲の鍵又はカードキーの交換費用の支払いをもって、原則として、乙は当該紛失に基づく一切の責任を免れるものとします。
- 3 乙は、甲に対して、乙の裁量と責任において、本サービスの提供に伴い、 金庫レンタル及び乙の指定する日用品にかかる100米ドル/月までの保 障を提供するものとし、かかる費用は、乙が負担するものとします。

第19条 (利用規約の解除)

- 1 乙は、甲が本規約の条項の一に違反したとき、本規約の有効期間中であっても、相当期間を定めて催告をなし、その期間内に違反が解消されない場合は、本規約を解除することができるものとします。
- 2 乙は、甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、何らの 催告なしに直ちに本規約の全部または一部を解除することができるものと します。
 - ① 重大な過失または背信行為があったとき。
 - ② 監督官庁より営業の取消。または停止等の処分を受けたとき。
 - ③ 支払いの停止があったとき、または仮差押え、差押え、競売、破産、民 事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て(私的整理 の申立てを含む)があったとき。
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ⑥ 健康被害が生じる感染症疾患が生じたとき。
 - ⑦ 乙が委託業務料の後払いを認めた場合において、甲が当該委託業務料を 未払いのまま、乙の指定する支払期日から14日が経過したとき。
 - ⑧ その他本利用規約、または個別利用規約を継続し難い重大な事由が発生 したとき。

- 3 甲は、前各項により、乙より本規約の全部または一部を解除されたときは、 乙に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ち に弁済するものとします。
- 4 甲は、本規約の有効期間中に、本規約を解約する場合は、解約月の前月20日までに乙に対して書面に通知することで、翌月末日をもって、本規約が終了するものとします。
- 5 前項の場合、甲は、乙に対し、本規約の期間満了までの委託業務料を支払 うものとします。

第20条(有効期間)

本規約の有効期間は、本規約締結の日から1年とし、解約1ヶ月前までに書面による本規約終了の意思表示がなされない場合は、本規約の有効期間はさらに1年延長されるものとし、以後も同様とします。

第21条(管轄裁判所)

本規約に関連して発生するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条(準拠法)

本規約に関連する全ての事項は、日本法に基づいて解釈されるものとします。

第23条(信義誠実)

本規約に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、法令ならび に商習慣に従うほか、甲乙相互で誠意をもって協議し、その解決に努める ものとします。

【作成日:2017年8月31日】